

2014年12月8日

北海道知事 高橋はるみ様

一般社団法人北海道自然保護協会
会長 在田一則

北海道アザラシ管理計画（素案）に対する意見

ゼニガタアザラシ・ゴマフアザラシの個体数増加に起因すると予想される漁業被害の深刻化が問題視されるなか、「北海道アザラシ管理計画」を策定して適正管理を目指すという北海道の姿勢は基本的に評価すべきと考えます。鳥獣保護法により希少鳥獣に指定されているゼニガタアザラシはもとより、他のアザラシ類においても、鳥獣の適正管理という自然保護の観点からは、個体数増加による人間活動への影響を極力低減させる方策が必要であるとともに、今なお生息環境の保全と適正な個体数の維持の方策も必要であり、この間のバランスは今日の重要課題となっております。適切な管理を達成するためにも、北海道自然保護協会といたしましては、以下の点について意見を述べさせていただきます。

1. 現状の個体数・漁業被害推定に対する意見

ゼニガタアザラシ・ゴマフアザラシともに、適正管理のためには科学的手法による個体数推定が必須条件であり、そのための個体数ならびに漁業被害の正確な推定のための手法の向上を目指すことが肝要と考えます。

ただし、ソビエト連邦崩壊後のデータ不足による回遊個体群の動態が不明であることや周年定着個体群の動態解明も途上である現状においては、いきなり正確な個体数の推定を目指す以前に、まずは個体群変動を把握できる簡易指標（例えば、観察条件を一定に保つことのできる特定調査地点（数地点）における同条件による継続的目視調査での個体数変動あるいは努力量当たりの目撃数（Sighting Per Unit Effort : SPUE）など）を設定し、その指標に沿った動態モニタリングをもとに管理方針を決めるという手法も必要と考えます。不十分な情報をもとに緊急の事態に対応しなければならないのは現在の環境問題の特徴ですが、同様な事態の対応事例としては諸外国の外来種問題対策などにおいても、まずは対象種の動態を把握する簡易指標を設定し、動態と被害状況をモニタリングすることから当面の管理を進めることで効果を上げています。まずは当面の被害減少に直結する手法を設定した上で、正確な個体数推定手法の確立を目指し、全体的な対策の向上を図ることが現実的な対応と考えます。

農業被害額の推定についても現状では正確な推定が難しい状況ではありますが、一定の基準による評価を変えずに被害調査を継続することによって被害の動向は把握することは可能ですので、まずは対策によって被害減少を図ることを第一の目標とし、その間に正確な被害額の評価手法を確立するよう努力すべきと考えます。漁業被害額の正確な評価においては、被害を受けている漁民の方々にも、正確に被害推定をすることがひいては被害低

減につながるということを理解していただくことが重要と考えます。被害額の取り扱いに関しては、利害関係者間での信頼関係を構築することが状況を打開するための第一歩であることを理解していただくよう社会的な対応が必要と考えます。

同様に他のアザラシ類の混獲状況把握においても、正確な実態把握が漁撈活動の保護につながることを理解していただくことが重要です。

なお、回遊個体群の実態解明については、国とも連携の上で、ロシアとの協力体制を確立して情報の収集に努める努力を勧めていただきたい。

2. 「第二種特定鳥獣の種類」について

現時点でゴマフアザラシを指定し、ゼニガタアザラシを法で定める希少鳥獣であるという理由から対象としないことは妥当と考えるが、前述のようにゼニガタアザラシについても状況把握を進める手法は考えられるため、引き続き状況把握の向上を目指して科学的管理を目指していただきたい。

3. 「生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他管理の目標」について

現時点で当面の目標を周年定着個体の削減に置くことは妥当と考えるが、前述のようにまずは動態把握のための簡易指標によるモニタリング体制を確立し、その評価によっては（周年個体群の管理によって効果が現れなかった場合等）、目標を回遊個体群の管理へ変更するなど、順応的に管理目標を変更していただきたい。そのためにも、回遊個体群の状況についてロシアと協力して解明を進めることを期待します。

また、「計画期間終了後、最初の夏期（2017年6月1日から10月31日）に毎月複数回実施する個体数カウントにより得られた最大上陸確認個体数が、礼文島、稚内市（声間・宗谷・抜海）、天売島及び焼尻島において2013年（表2）の1/2以下となることを目指す。」とありますが、この1/2という値は何を根拠に算出された値なのでしょうか？ 順応的管理においては明確な目標値の設定は重要ではありますが、個体数推定及び漁業被害額の推定が不十分としている現状において、この値の設定根拠が不明です。この点においても簡易指標を明示して、どの基準において動態評価を行うかを明確にする必要があると考えます。また、この値が仮の目標値であるのであれば、計画期間中においてもモニタリングの状況に応じて随時目標値を見直して適正な目標値設定を心がけていただきたい。

4. 「被害防除対策に関する事項」について

音波による忌避装置や他の防除対策では効果的な手法が見出されていないという現状ではありますが、管理手法が確立されてはならず、順応的管理を図らなければならない現状においては、不確実性を孕む個体数管理の補助手法として被害防除手法の開発にも力を注ぐべきと考えます。環境省の研究成果を注視するだけでなく、北海道においても現場の状況に合わせた防除手法の開発に力を注いでいただきたい。

以上、よろしくご検討のほどお願い申し上げます。